

富都住発第 365 号  
令和 6 年 7 月 5 日

静岡県宅地建物取引業協会 東部支部会員事業者様

富士市都市整備部  
住宅政策課長

### 借上げ型応急仮設住宅取扱い推進店への登録について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より、本市の住宅行政につきまして、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、静岡県及び富士市では災害発生時に住宅を失った被災者に対して、迅速に借上げ型応急住宅を提供できるよう、借上げ型応急住宅の事前登録、及び借上げ型応急住宅取扱い（推進店）の登録をお願いしております。

特に、借上げ型応急仮設住宅については、貸主の理解は勿論のことですが、物件を取り扱っていただく宅地建物取引業者の皆様のご協力が不可欠となります。

是非、借上げ型応急仮設住宅の役割をご理解いただき、借上げ型応急仮設住宅取扱い（推進店）のご登録をいただきますよう、改めてご検討宜しくお願い致します。

#### 記

(1) 登録内容：借上げ型応急住宅取扱い（推進店）

(2) 要件：

- ・借上げ型応急住宅の取り扱いを希望していただける宅地建物取引業者であること。
- ・貸主に、借上げ型応急住宅の制度等を説明し、協力を求めるよう努めていただけること。

(3) その他

現時点で賃貸住宅の取扱いがなくても、制度の趣旨に賛同していただくだけで登録可能です。  
借上げ型応急住宅取扱い申し出書は、静岡県宅地建物取引業協会にご提出ください。

(4) 詳細：静岡県≫住まいの情報ガーデン≫応急仮設住宅 をご覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/garden/1015920.html>



（お問い合わせ先） 〒417-8601  
静岡県富士市永田町1-100  
都市整備部 住宅政策課 清  
TEL 0545-55-2814

# 静岡県内宅建業者の皆様へ

県では、大規模災害時に被災者に対して迅速に借上げ型応急住宅を供給するため、有事の際の民間賃貸住宅の情報提供及び仲介の御協力をいただく「借上げ型応急住宅取扱い業者（推進店）」の確保に取り組んでおります。

下記内容を御理解の上、御賛同の向きは別紙申出書を御提出下さい。

## 1 借上げ型応急住宅取扱い業者の登録制度について

- ☑ 万一の非常災害時に、仲介可能な物件があれば所属協会に申し出ていただきます
- ☑ 平時には特段の義務や負担はなく、空き物件の把握、貸主への協力要請などをお願いします
- ☑ 制度の趣旨に賛同いただければ登録できます
- ☑ 現時点での賃貸住宅の取扱いの有無は不問です
- ☑ 登録後に申し出れば辞退することも可能です

## 2 借上げ型応急住宅取扱い業者になるメリット

- ☑ 県ホームページに協力業者一覧として掲載（非掲載も可）
- ☑ 県発行の「住まいづくり支援ガイド」を進呈（年1回）
- ☑ 借上げ型応急住宅推進店ステッカー（A4版カラー）を進呈



※制度の詳細については、県ホームページ（「静岡県HP」－「住まいづくり課」－「応急仮設住宅」）を御覧いただくか、下記担当又は所属協会までお問い合わせください。

担当 県住まいづくり課宅地建物班  
電話 054-221-3077  
FAX 054-221-3083